□一般区域・ゾーン別基準

基準表Ｂ、基準表Ｃについては、当該ゾーンに係る景観形成基準のみを抽出していることから、各基準の最初の番号が「１」から始まらない場合があります。

各景観形成基準の番号はP11～P20参照とし、別冊の景観形成基準解説書の図解番号と一致しています。

行為の対象となるゾーンの該当する景観形成基準のみ、

主に配慮した内容を記入してください。

基準表Ｂ

【一般区域：ゾーン別基準（みなとまちの景観ゾーン）】

| 項目 | | | 景観形成基準 | 主に配慮した内容 | 適合 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 規  模  ・  配  置 | Ｂ１  規模  ・  配置 | | １．行為地周辺に海水浴場や港、又は海沿いのビューポイント等がある場合は、海側の敷地境界線から建築物等をできる限り後退させるなど、規模及び配置を工夫し、行為地周辺の海岸からの開放感ある眺望の確保に配慮すること。 |  | □ |
| ２．行為地周辺の道路や公園等の公共の場やビューポイントから海が見通せる場合は、規模及び配置を工夫し、海への眺望を阻害しないよう配慮すること。 |  | □ |
| Ｂ２  壁面 | | １．建築物が連担している地域においては、周辺の建築物の高さを超える高層部の壁面をできる限り後退させるなど、圧迫感の軽減に配慮すること。 |  | □ |
| ２．街路景観の整っている地域においては、できる限り壁面線を統一し、隣地や周辺との連続性に配慮するとともに、低層部分は壁面をできる限り後退させるなど、ゆとりある空間の創出に配慮すること。 |  | □ |
| 形  態  意  匠 | Ｂ３  形態  意匠 | | １．歴史的まちなみや集落景観の整っている地域、まとまりのある農地に近接する場合は、形態意匠を工夫し、隣地や周辺の景観との調和に配慮すること。 |  | □ |
| ２．海岸付近においては、壁面等の形態意匠を工夫し、開放感と親水性に富んだ空間の創出に配慮すること。 |  | □ |
|  | Ｂ４  外  壁 | １．外壁の単調さや圧迫感を軽減させるため、陰影による効果を生み出すベランダ、バルコニーや庇、出窓等を適度に設けるなど、周辺の地形と調和に配慮すること。 |  | □ |
|  | ２．商業・業務地においては、低層階の壁面の形態意匠や素材を工夫し、歩行者等に対するゆとりと開放感の確保や、賑わいのあるまちなみの演出に配慮すること。 |  | □ |
| 色  彩 | Ｂ５  外  壁 | ２．建築物等の外壁のうち、基調となる色彩については、周囲の景観から突出しやすい高彩度色を避けること。 |  | □ |
| Ｂ６  屋  根 | ２．建築物等の屋根については、周囲の景観から突出しやすい高彩度色を避けるとともに、まちなみや自然の緑と対比の強い高明度色を避けること。 |  | □ |
| Ｂ７  外構 | | | １．行為地やその周辺に石積みや石垣が見られる場合は、できる限り既存の石積みの再使用や修景により、歴史的景観の継承に配慮すること。 |  | □ |
| ２．海岸付近においては、開放感のある外構となるよう配慮すること。 |  | □ |
| Ｂ８  敷地の緑化 | | | １．接道部や角地、駐車場等は、積極的な緑化に配慮すること。 |  | □ |
| ２．多くの部分が緑化できない場合は、シンボルツリー等の植栽により、通りに彩りを添えるよう配慮すること。 |  | □ |
| ３．海岸付近においては、樹種の選定を工夫し、海辺の雰囲気の創出に配慮すること。 |  | □ |